



国が実施する事業復活支援金を受給した皆さま

沖縄県では、おきなわ事業者復活支援金として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた皆さまへ

【申請期間】
2022年
5月30日月
8月31日水

法人事業者最大 **50万円**

個人事業者最大 **10万円** を給付します

＜対象者＞ 次のすべての要件を満たす事業者

- ① 国が実施する2021年11月から2022年3月までを対象とした事業復活支援金を受給していること。
※国の事業復活支援金を上限額受給していない事業者は対象外となります。
- ② 沖縄県内に住所を有する個人事業者または法人事業者であること。
- ③ 2021年11月から2022年3月までの間に発出された営業時間短縮等の要請に基づく第10期 沖縄県感染拡大防止対策協力金(うちなーんちゅ応援プロジェクト)を受給していないこと。



申請方法など詳しくは裏面をご覧ください

おきなわ 事業者復活支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年11月から2022年3月までのいずれかの月の売上が、2018年11月から2021年3月までの同月比で30%以上または50%以上減少し、国が実施する「事業者復活支援金」を上限額受給した県内事業者（沖縄県内に住所を有する個人事業者または法人事業者）を対象に、売上高減少率、事業形態、売上規模に応じて県独自の支援金を給付します。

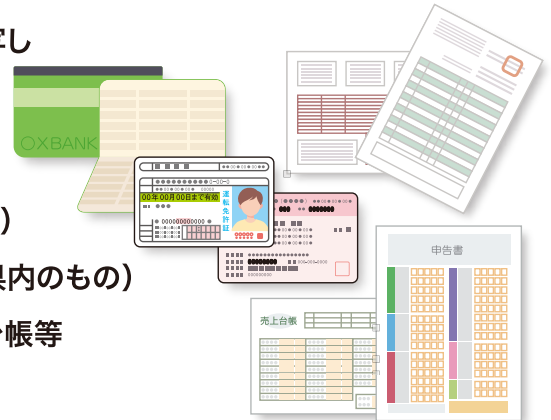


【給付上限額】

売上高減少率	個人	法人（基準月をその期間内に含む事業年度の年間売上高）		
		（1億円以下）	（1億円超～5億円以下）	（5億円超）
▲50%以上	10万円	20万円	30万円	50万円
▲30%以上～50%未満	6万円	12万円	18万円	30万円

電子申請での添付書類

- ①「事業者復活支援金の振込みのお知らせ」通知の表面及び中面の写し
- ②口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し
- ③本人確認書類の写し（有効期限内のもの）
 - ★個人事業者の場合：身分証明書の写し（住所が沖縄県内のもの）
 - ★法人事業者の場合：履歴事項全部証明書（本店所在地が沖縄県内のもの）
- ④国の事業者復活支援金申請時に提出した確定申告書等及び売上台帳等



電子申請のみの受付となります
詳細・電子申請はコチラ→

<https://fukkatsu.okinawa>

